

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	両神小鹿野線
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町両神薄字沼里七九八 九番一地从り同郡同町両神薄字沼 里七九六七番一地从りまで
供用開始の期日	平成二十八年十二月二日
備考	平成二十八年十二月二日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四七・二〇メートル